平成２４年（フ）第３１２６号
大阪市阿倍野区北畠１丁目12番12号
債務者　K電化こと　小早川武彦
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３１号
大阪府吹田市古江台５丁目５番B41―109号
債務者　新城　康浩
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８５号
大阪府茨木市高田町10番１―415号
債務者　田口　武志
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９５号
大阪市港区田中１丁目12番１号
債務者　山岡　夕姫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０５号
大阪府八尾市萱振町１丁目35番地の７
債務者　岡崎美恵子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０７号
大阪市住之江区粉浜西１丁目10番３―101号
債務者　鮫川こと　金　　松男
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６号
兵庫県西宮市名塩１丁目６番６号
債務者　川条　優子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９６号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目31番６号
債務者　林　　憲一
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２号
福岡県飯塚市八木山337番地
債務者　松尾　智美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１６７号
宮崎市田野町甲2937番地４
債務者　仕垣　敦子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４号
沖縄県石垣市字新川2287番地18
債務者　仲里美代子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第５７号
宮城県大崎市三本木字南町５番地
債務者　及川　　博
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
兵庫県川西市西多田２丁目33番５号
債務者　小形　美紀
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県佐用郡佐用町佐用3700―１、住民票上の住所兵庫県佐用郡佐用町本位田甲446番地１
債務者　福盛　和子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県揖保郡太子町松ケ下25番地３
債務者　森川　忠勝
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第７０号
山口県宇部市床波６丁目23番22号
債務者　岡田　雅代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４３３号
徳島県吉野川市川島町山田字芝生88番地６、旧住所徳島県阿波市土成町土成字高泰76番地15
債務者　坂東　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２６号
北九州市門司区旧門司２丁目14番６号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部